

2018年度 大学院学生海外留学補助金 支給申請について（募集）

「法政大学大学院学生海外留学に関する規程」により、下記の通り海外留学生の補助金支給申請を受け付けます。

1. 応募資格

本学大学院学生で、指導教員の推薦を受けた者

2. 採用者数

若干名

3. 留学先

本学と協定を有する外国の大学又は学生の申請に基づき、本学が認めた大学及びその研究機関。

参照 URL: http://www.global.hosei.ac.jp/about/kaigai_kyotei/

4. 留学期間

6ヶ月以上1年以内(但し、勉学上その他やむを得ない事由により留学期間の延長を希望する時は、本学の許可を得て1年以内に限り延長することができる)。

なお、留学期間は本学の在学期間を含める(休学にはなりません)。

5. 申請期間

2018年5月7日(月)～5月18日(金)

(注) 上記期間の受付時間は、各キャンパスの担当事務室開室時間とします。

6. 申請書類

- (1) 「大学院学生海外留学申請書」(院・海留様式Ⅰ)
- (2) 「大学院学生海外留学計画書」(院・海留様式Ⅱ)
- (3) 「大学院学生海外留学申請者の推薦書」(院・海留様式Ⅲ)
- (4) 「大学院学生海外留学補助金の振込先について」(院・海留様式Ⅳ)
- (5) 留学先大学の入学許可書及び概要書 ※入学許可書には日本語訳をつけ、訳が正しいことを証明する指導教員のサインを付してもらうこと。

7. 提出先

市ヶ谷・・・大学院課、政策創造研究科担当、デザイン工学研究科担当

小金井・・・小金井事務部 大学院担当

多摩・・・経済学研究科担当、社会学研究科担当、人間社会研究科担当、
スポーツ健康学研究科担当

8. 補助金の額・決定について

研究科長会議で審議の上、留学を許可された者のうち若干名に補助金（100万円程度）を交付します。但し、申請者が多数の場合は減額する可能性があります。また、補助金受領後、都合によって留学を中止した場合は補助金の全額を、留学期間の2分の1以内に帰国した場合は受領した補助金の半額を、大学に返還していただきます。

決定の通知は、6月中旬を目安にお知らせします。

9. 留学者の義務

- (1) 帰国後、研究結果の報告書及び補助金受給者は「海外留学会計報告書」（院・海留様式V）を提出してください。
- (2) 本学大学院に当該学年末まで在学しなければなりません。

10. 単位の認定

留学した大学等において履修した科目のうち、当該の専攻が適当と認めたものは、本学大学院の課程修了に必要な単位または科目として認定されることがあります。ただし、修士課程においては10単位、博士後期課程においては1科目を限度とします。

帰国前に留学先大学で成績証明書等取得単位（科目）を証明する書類を作成してもらってください。海外留学生の申請に基づき、当該研究科および専攻において審査します。

11. その他

- (1) 大学院ホームページ記載の規則・注意事項 大学院関連諸規則「大学院学生海外留学に関する規程」に定めがありますので確認してください。
- (2) 相談、不明な点は、各担当へお問い合わせください。

以上

法政大学大学院事務部大学院課
「大学院学生海外留学補助金」担当
TEL.03-5228-0588